

【防火対象物用】

南海トラフ地震防災規程

(目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項について定めることにより、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合又は南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合における防災に関する業務を行う者の組織（以下「地震防災隊」という。）は、次のとおりとし、その編成及び任務を別表第1のとおり指定する。

- 一 地震防災隊に隊長及び副隊長を置く。
- 二 隊長のもとに情報収集連絡班及び避難誘導班を設置し、各々班長を置く。

(隊長等の権限及び業務)

第3条 隊長は、地震防災隊の活動に関する一切の権限をもち、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表された場合等南海トラフ地震が発生したことを覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- 一 情報収集連絡班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - 二 南海トラフ地震が発生したことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - 三 避難誘導班に顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - 四 従業員を_____（例えば「〇号館前」など具体的に）に集合させ避難させること。
 - 五 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障がない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- 一 情報収集連絡班に情報の収集にあたらせること。
 - 二 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたことを各班長に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
- 3 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- 一 当該情報発表の原因となる最初の地震発生から1週間、国からの呼びかけ等に基づき、後発地震に対して警戒する措置をとる旨を従業員等に伝達するとともに、当該施設内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - 二 第1号に定める期間経過後1週間、後発地震に対して注意する旨を従業員に伝達すること。
- 4 隊長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、次の措置を講ずるものとする。
- 一 当該情報発表の原因となる最初の地震発生から1週間、また、当該情報発表の原因となるゆっくすべりが観測されたケースの場合は当該ゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間、後発地震に対して注意する旨を従業員等に伝達すること。
 - 二 施設・設備等の点検等、日頃からの地震の備えを従業員等に再確認させること。

5 副隊長は、隊長を補佐し、隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(従業員の責務)

第4条 南海トラフ地震に伴う津波警報の発令又は地震が発生したことを覚知した従業員は、直ちに隊長及び情報収集連絡班長にその旨を報告するものとする。また、南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表を覚知した場合も同様とする。

(情報収集連絡班の業務)

第5条 情報連絡班は、次の活動を行うものとする。

- 一 隊長の指示に基づき、ただちに地震及び津波等に関する情報の収集につとめ、随時隊長に報告すること。
- 二 隊長の指示に基づき、地震及び津波等に関する情報及び隊長の命令の内容等防災上必要な情報を、次項に定める手段を用い、顧客、その他の従業員に伝えること。
- 三 あらかじめ幾つかの状況を想定し、それぞれの場合に応じた顧客等に対する情報伝達のための例文、手段等を定めておくこと。なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

(避難誘導班の業務)

第6条 避難誘導班は、次の活動を行うものとする。

- 一 地震の発生又は隊長の指示に基づき、速やかに別図第1の位置につき、建物内の避難路の確保及び安全の確認、当該地域の避難場所（ ）までの経路を示した地図の掲出等必要な措置を講じ、完了後はその旨を直ちに隊長へ報告すること。なお、避難誘導に際しては、自身の安全にも配慮すること。
- 二 隊長から避難誘導開始の指示を受けたときは、顧客等を避難誘導すること。
- 三 避難誘導の際には、拡声器等を用いて避難の方法や方向を指示し、混乱の発生防止に努めること。
- 四 顧客等への避難誘導が完了したときは、その旨を確認し、直ちに隊長に報告すること。

(その他不測の事態)

第7条 隊長は、南海トラフ地震が発生した以後の状況等から、この地震防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、これによらないことができる。この場合、隊長は直ちに隊員に必要な指示を与えるものとする。

2 各班の班長は、班がこの地震防災規程どおりに活動することが困難又は適当でないと判断したときは、ただちに隊長にその状況を報告し、必要な指示を受けるものとする。

(訓練)

第8条 隊長が行う防災訓練は次による。なお、訓練は年1回以上行うものとする。また、地方公共団体及び関係機関が行う訓練には積極的に参加するものとする。

- 一 情報収集・伝達に関する訓練
- 二 津波からの避難に関する訓練
- 三 その他前各号を統合した総合防災訓練

(教育)

第9条 隊長が従業員等に対して行う教育は次による。

- 一 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 二 地震及び津波に関する一般的な知識
- 三 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

- 四 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- 五 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれらの情報が発表された場合に従業員等が具体的に取るべき行動や果たすべき役割
- 六 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 七 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

（広報）

第10条 隊長が顧客等に対して事前に行う広報は次による。

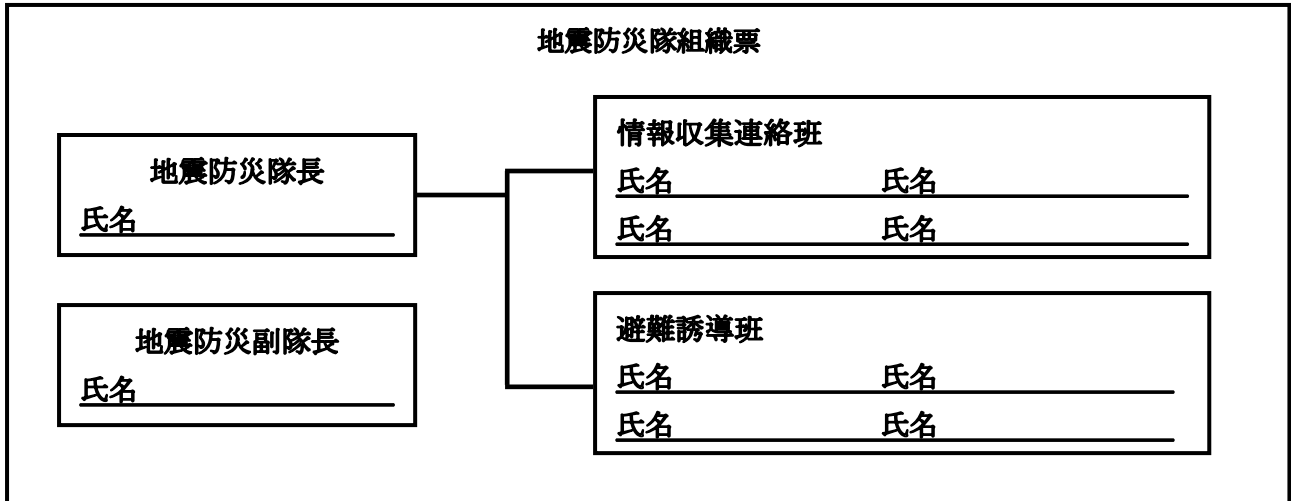
- 一 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- 二 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に出火防止、顧客同士が協力して行う救助活動、自動車運行の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 三 正確な情報入手の方法
- 四 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- 五 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 六 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

※1 この例は、ここに定める以外の事項を定めることを妨げているものではない。

事業所等で安全確保対策等を定める必要があれば規定すること。

※2 この例にある組織等を規定するうえで、地震発災時の応急対応を考えると、なるべく既存計画（規定）に定める組織を用いた方が望ましい。

別表第 1



地震防災隊活動要領	
担当区分	任務内容
地震防災隊長	1 情報収集連絡班に地震、津波に関する情報の収集にあたらせる。 2 地震発生を各班長に伝達し、必要な措置を周知する。 3 避難誘導班に、顧客、従業員等の避難誘導にあたらせる。 4 従業員等を、既定の場所に集合させ、避難させる。
情報収集連絡班	1 隊長の指示で、地震、津波に関する情報を収集し、報告する。 2 地震、津波に関する情報を収集し、顧客、従業員等に伝える。 3 多種の情報伝達手段を設定し、例文等を定めておく。 4 その他必要に応じて隊長及び班長の指示に従う。
避難誘導班	1 配置に着き、避難路の確保、安全の確認、避難場所の地図を提示。 2 隊長から避難開始の指示で、避難誘導する。 3 避難誘導は、拡声器等を用い避難を的確に指示し混乱を防止する。 4 避難誘導が完了すれば、直ちに隊長に報告する。

